

議第109号

滋賀県建築基準条例および滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年6月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県建築基準条例および滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例
(滋賀県建築基準条例の一部改正)

第1条 滋賀県建築基準条例(昭和47年滋賀県条例第26号)の一部を次のように改正する。

目次中「第1条」の右に「・第1条の2」を加える。

第1章中第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この条例において使用する用語は、法および建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)において使用する用語の例による。

第6条第10号中「建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)」を「政令」に改める。

第8条中「法第23条に規定する」を削り、同条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- (1) 耐火建築物もしくは準耐火建築物または特定避難時間倒壊等防止建築物(以下「耐火建築物等」という。)
- (2) その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他これと同様の状況にある建築物で、安全上および防火上支障がないと認められるもの

第10条中「耐火建築物または準耐火建築物」を「耐火建築物等」に、「政令第115条の2の2第1項第1号に規定する技術的基準」を「1時間準耐火基準」に改め、「政令第112条第1項に規定する」を削る。

第19条第3項中「耐火建築物または準耐火建築物」を「耐火建築物等」に改める。

第20条中「を耐火構造」の右に「または1時間準耐火基準に適合する準耐火構造(以下「耐火構造等」という。)」を加え、同条の表中「耐火構造」を「耐火構造等」に改める。

第22条第1項第1号の表および第3号の表中「耐火構造」を「耐火構造等」に改める。

第28条第1項第2号中「縦断^{こう}勾配」を「縦断勾配」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合については、適用しない。

- (1) 建築物が道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車の車

庫である場合

(2) 通行の安全上支障がないと認められる場合

第32条中「耐火構造」を「耐火構造等」に改める。

第36条の3第1項中「改築」の右に「、移転」を加え、同条第2項中「移転」の右に「(同一敷地内におけるものに限る。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 法第3条第2項の規定により第30条の規定の適用を受けない建築物に係るこの条例の施行後の増築、移転、大規模の修繕または大規模の模様替えについては、同条の規定は、適用しない。

第36条の4中「、または」を「もしくは」に改め、「造られたもの」の右に「または特定避難時間倒壊等防止建築物であるもの」を加え、「政令第129条の2第2項に規定する」および「、同条第3項に規定する」を削り、「同条第1項」を「政令第129条の2第1項」に改める。

第36条の5中「、または」を「もしくは」に改め、「造られたもの」の右に「または特定避難時間倒壊等防止建築物であるもの」を加え、「政令第129条の2の2第2項に規定する」および「、同条第3項に規定する」を削り、「同条第1項」を「政令第129条の2の2第1項」に改める。

(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)

第2条 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第43に次のように加える。

(48) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の16第2号の規定に基づく移転に係る認定の申請に対する審査の手数料	29,000円
---	---------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。